

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和3年2月19日

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 佐竹 浩 和
福島県監査委員 高橋 宏 和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中地方振興局	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
相双地方振興局	令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
いわき地方振興局	令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査

(2) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

ふたば復興事務所	令和元年度 令和2年度	令和2年12月22日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
----------	----------------	------------	-------	-------	------

(3) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総合療育センター	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
動物愛護センター	平成30年度 令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
食肉衛生検査所	令和元年度 令和2年度	令和2年11月18日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査
障がい者総合福祉センター	令和元年度 令和2年度	令和2年11月26日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
県南保健福祉事務所	令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
南会津保健福祉事務所	令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
若松乳児院	令和元年度 令和2年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
郡山光風学園	令和元年度 令和2年度	令和2年12月23日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

(4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産海洋研究センター	令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
南会津農林事務所	令和元年度	令和2年11月24日	佐竹 浩		実地監査
水産事務所	令和元年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
林業研究センター	令和元年度 令和2年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
農業総合センター	令和元年度	令和3年1月12日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中建設事務所	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
喜多方建設事務所	令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
相馬港湾建設事務所	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
小名浜港湾建設事務所	令和元年度	令和2年11月19日	佐竹 浩		実地監査
南会津建設事務所	令和元年度	令和2年11月24日	佐竹 浩		実地監査
県北流域下水道建設事務所	令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
県中流域下水道建設事務所	令和元年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

(6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

県南教育事務所	平成30年度 令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
南会津教育事務所	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
湖南高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
田島高等学校	令和元年度	令和2年11月5日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
会津工業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年11月17日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
福島高等学校	令和元年度 令和2年度	令和2年11月18日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査
いわき教育事務所	平成30年度 令和元年度	令和2年11月19日	佐竹 浩		実地監査
いわき翠の杜高等学校	令和元年度 令和2年度	令和2年11月25日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
福島東高等学校	令和元年度 令和2年度	令和2年11月26日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
喜多方桐桜高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
勿来工業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
ふたば未来学園高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
美術館	令和元年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
若松商業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
富岡支援学校	令和元年度 令和2年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
郡山高等学校	令和元年度 令和2年度	令和2年12月23日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
喜多方高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年1月6日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
喜多方東高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年1月6日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
川口高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年1月7日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
福島警察署	令和元年度	令和2年11月5日	勅使河原正之	佐竹 浩	書面監査
南会津警察署	令和元年度 令和2年度	令和2年11月17日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
いわき中央警察署	令和元年度	令和2年11月25日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
喜多方警察署	令和元年度 令和2年度	令和2年12月1日	佐竹 浩	高橋 宏和	書面監査
会津若松警察署	令和元年度	令和2年12月7日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
郡山警察署	令和元年度	令和3年1月12日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)

- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
いわき地方振興局	・採石法の規定に基づく採取計画の変更認可申請の証紙収入事務について、証紙収入整理簿の整理がなされず、証紙収入報告書の報告が漏れているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 企画調整部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南保健福祉事務所	・福島県発達障がい地域支援マネージャー事業委託及び福島県障がい児(者)地域療育等支援業務委託について、概算払の請求から3か月以上遅延して支払われているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
農業総合センター	・給与の支給日に現金で給付すべき給与について、1名分が同日に支給されていない。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 土木部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、5件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津建設事務所	・河川敷占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 河川区域における土地占用料(河川敷占用料)について、平成22年8月に甲株式会社が発電所に係る専用橋梁や通路等設置のために河川管理者(国)から許可を受け、河川法

	<p>に基づき県が徴収できるにもかかわらず、占用料5,237,400円の収入調定が行われていなかった。</p> <p>なお、平成28年度から令和元年度までの占用料2,167,200円を令和2年9月に徴収しているが、平成27年度以前の占用料3,070,200円は時効により徴収できなくなっている。</p> <p>1 許可年月日 平成22年8月5日</p> <p>2 占用期間 平成22年8月5日から令和2年3月31日まで</p> <p>3 占用面積 2,709m²</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>河川敷占用料の調定に当たっては、適時適切に許可内容を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
相馬港湾建設事務所	・歳入科目「農林水産業使用料」として収入調定すべきところ、誤って「土木使用料」として収入調定しているものがある。
小名浜港湾建設事務所	・修繕契約において、契約保証金の免除規定に該当しないにもかかわらず免除しているものがある。 また、随意契約とする根拠が誤っているものがある。 ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、次回の変更契約で処理しているものがある。
南会津建設事務所	・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、次回の変更契約で処理しているものがある。 ・道路補修材の調達単価契約において、予定価格が随意契約によることのできる限度額160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結しているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 教育委員会

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、3件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南教育事務所	<p>・報酬及び旅費の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>報酬及び旅費に係る次の支出事務について、適正な時期に処理されず過年度支出となっている。</p> <p>1 平成27年度から平成30年度までのスクールカウンセラー8名分の報酬166,000円、旅費19,045円について、令和2年9月30日に支出している。</p> <p>2 平成29年度から平成30年度までのスクールカウンセラースーパーバイザー1名分の報酬110,000円、旅費1,900円について、令和2年9月30日に支出している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>報酬及び旅費の支給に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行う</p>

	こと。
喜多方桐桜高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 教員Aの通勤手当について、病気休暇復帰後の支給開始処理を失念し、令和元年8月分から令和2年3月分までの通勤手当(月額13,200円)が職員調査日現在未支給となっている。 通勤手当(令和元年8月から令和2年3月までの8か月分) 正当支給額 105,600円 既支給額 0円 不足支給額 105,600円 (是正又は改善の意見) 通勤手当の支給に当たっては、支給要件の確認を徹底し、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕契約において、契約保証金の免除規定に該当しないにもかかわらず免除するとともに、随意契約とする根拠が誤っているものがある。
勿来工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に伴う土地使用料の収入調定が1か月以上遅延しているものがある。 ・扶養手当等について、過渡金が発生している事実を把握したにもかかわらず、届出を受理してから10か月後に収入調定を行っているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津若松警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の手続を経ないでCT検査を依頼したが、担当者間の連絡確認の不徹底などにより、過年度に支出をしているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第2号

令和2年11月27日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年2月19日

福島県監査委員 星 公正
 福島県監査委員 佐久間 俊男
 福島県監査委員 佐竹 浩
 福島県監査委員 高橋 宏和
 2財第1909号
 令和2年12月25日

福島県監査委員 星 公 正
 福島県監査委員 佐久間 俊 男 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和2年11月12日付け2福監第223号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 企画調整部
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年10月9日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 重要物品の処分に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 重要物品である船舶について、譲与等の手続がないまま私人に無償譲渡している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 重要物品の処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 今般の事案は、重要物品の不用決定後の処分手続に関する認識が欠如していたことと、処分方法を検討するための現物確認や職員からの聞き取り等詳細な手続を欠いたまま手続を進めてしまったことが原因です。</p> <p>（処理状況） 今般の事案を受け、再発防止に向け事案の原因を究明し、重要物品の処分手続を改めて確認しました。</p> <p>（今後の対応） 今後は、担当職員のみならず、複数職員のチェック体制を整備し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 保健福祉部
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年10月16日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 国民健康保険特別会計の特別交付金の歳出予算見積及び会計年度所属区分に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和元年度福島県国民健康保険給付費等交付金（特別交付金のうち特別調整交付金（保健事業分を除く。））について、2月補正予算見積書作成時に国の交付基準の改正を反映せず歳出見込額を誤ったため、歳出予算額が不足し甲市に対する交付額確定に伴う精算額168,816,000円を令和2年度予算で支出している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 歳出予算の執行に当たっては、国の制度改正等を踏まえ所要額を適切に見積るとともに関係規程に基づき適正に支出すること。</p>	<p>（原因） 今般の事案は、特別調整交付金に係る国の交付基準の改正を2月補正の歳出予算見積に反映することを主務課担当者が失念したことに加え、改正内容について情報共有が不十分であったため、主務課と予算主管課による組織的なチェックが十分に機能しなかったことが原因です。</p> <p>（処理状況） 今般の事案を受け、国の交付基準の改正があったときは、通知文書を回覧するだけではなく、定期的な主務課内の打ち合わせにおいて改正内容を周知し、情報共有を図ることとしました。</p> <p>（今後の対応） 今後は、国の制度改正等を踏まえ歳出予算額を適切に見積るとともに、予算見積書に改正通知等を添付し、複数職員及び管理職によるチェック体制を強化して、予算主管課とも連携を図りながら、</p>

適正な予算執行に努めてまいります。

- 3 監査対象機関 県北建設事務所
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年9月4日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 道路占用料の算定に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和2年度の道路占用料の算定に当たり、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い単価が改定（増額）され、経過措置として、令和2年3月31日までに道路法第32条の規定による許可を受けた占用物件の占用料額について、令和元年度の占用料額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、当該調整占用料額とすべきところ、算定方法を誤り経過措置を適用しない占用料額で調定したため91件199,245円の調定額誤りが生じ、このうち50件136,225円を過徴収した。</p> <p>なお、令和2年4月16日から関係者に謝罪の上、戻出手続を進めている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 道路占用料の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 今般の事案は、令和2年度の占用料額を算定する際、担当職員が経過措置の適用について十分に理解していなかったため、算定方法を誤ってしまったこと、主務課から占用料算定用の計算様式が送付されたものの、担当職員は、入力作業の業務負担や入力誤りのおそれがあることなどから、当該様式を活用せずに経過措置の適用が反映されていない独自の計算様式を使用したこと、担当職員の算定した占用料額について、複数職員でチェックするなど組織内での確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>（処理状況） 今般の事案を受け、占用料額に誤りが生じた91件について関係者への謝罪を行い、また、再発防止を図り今般の改定について正しく理解するため、所内において関係規程等について改めて確認するとともに職員への注意喚起を行いました。更に、令和2年11月4日、過徴収が生じた50件（136,225円）について、関係者への返還手続を完了しました。</p> <p>（今後の対応） 今後は、道路占用料の算定事務について、占用料が改定される際は、所内研修を行い、関係規程等に関する正しい知識を総務課職員で共有し、主務課から占用料算定用の計算様式が送付された場合は、当該様式を活用することとし、複数職員で入力を分担するとともに入力内容の確認を行います。また、算定した占用料額については、総務課長も含め複数職員によるチェックを徹底してまいります。</p>

- 4 監査対象機関 県南建設事務所
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年9月4日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 道路敷占用料の調定期限に著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 道路敷占用料13件10,919,022円について、定例調定を4月1日に行うべきところ、3か月以上遅延し、4月1日に遡及して調定を行っている。</p>	<p>（原因） 今般の事案の原因は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成30年度に複数の行政課職員が長期不在となり、事務遅延が生じていた。 平成31年度の人事異動で行政課職員が全員入れ替わったが、十分な事

「是正又は改善の意見」
 道路占用料の定例調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

務引継が行える状況になく、許認可事務に不慣れなうえ関係法令の知識も不十分なところ、各種申請や事前相談等が頻繁にあり、課員は通常業務の対応も容易でない状況であった。道路法許認可事務担当が新規採用職員だったことから、道路敷占用料の定例調定事務を含む過去の事務遅延については、課長が対応することとした。4月1日に調定するためには、本来、前年度中に占用料を確定しておく必要があるところ、全く処理されておらず、平成30年度中の占用物件の異動の把握から着手したが、関係書類の保管管理状況も悪く、占用料の確定に日時を要した。

3 (原因) 2の状況により、他の担当業務も含め業務が滞ったため、課長を含む行政課職員でその業務対応を行ったが、業務量が増加し、遅延していた事務の処理が更に遅れることになった。

(処理状況)

1 収入調定事務等の遅延は、事務処理体制が確保できていなかったことが原因であることから、適切な事務処理ができるよう経験者を配置するなど組織体制の強化を行った。(令和2年4月から所内異動で行政課経験者を配置した)。

2 県の工事等入札参加資格登録審査や特定町村で実施される国土調査に係る境界立会等については、総務部内職員の支援を受けて対応するとともに、突発的な所管法令違反への対応等には、次長を中心に関係課の協力を得て対処するなど行政課職員が遅延事務の適正化に取り組めるよう組織的な対応を行った。

(今後の対応)

今後は以下のとおり対応してまいります。

(処理状況) 1及び2により、行政課の所管事務の事務遅延を適正化し、現年度中に次年度の道路占用料の定例調定の準備事務を完了し、関係規程に基づき適正に行う。

「指摘事項」
 収入調定事務に適正を欠いているものがある。

「事実」
 雑入(道路敷占用許可を受けずに占用していた分の占用料相当額)について、平成31年4月1日付けで収入調定を誤って2回行い、その後、収入未済状況の確認が不十分であったため、取り消すべき調定分462,267円を収入未済扱いのまま

(原因)

今般の事案の原因は、以下のとおりです。

1 平成31年度の人事異動で行政課職員が課長を含め全員入替になったことから、平成30年度中の遅延事務の一部については課長が事務処理を行ったため、ダブルチェックが機能せず、行政課職員、担当者との情報共有ができていなかった。

令和2年度に繰り越し、令和2年5月に誤りに気づき減額処理をしている。
 「是正又は改善の意見」
 収入調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

2 事務所内で毎月チェックリストによる確認を行っているが、各課で所管事務の状況を確認するため、1によりチェック機能が働かなかった。
 (処理状況)
 1 毎月出力される収入未済一覧表により収入未済となっている収入調定については、その内容や原因を確認している。
 2 新規の収入未済については、督促等を行うなど適切な債権管理を行っている。
 (今後の対応)
 今後は以下のとおり対応してまいります。
 (処理状況) 1及び2について、各正副担当者及び課長の複数人によるチェックを徹底するとともに、事務所全体のチェック体制を強化し、事務の適正執行に努める。

「指摘事項」
 工事に伴う補償契約について、事務手続が適正を欠いており、予算の執行に重大な影響を与えているものがある。
 「事実」
 1 道路整備事業に伴う甲町所有の防火水槽の移転補償契約について、令和元年9月4日付けで契約を締結し、同年11月19日に工事が完了していたにもかかわらず、工事の執行状況の確認を怠り、不必要な繰越処理を行っている。
 2 道路整備事業に伴う甲町所有の消火栓の移転補償契約について、甲町と工事等請負者が契約を締結する時期に支出負担行為を行い契約すべきところ、甲町から令和元年11月13日付けで提出された移転工事完了届の收受後に、支出負担行為を行い契約を締結した。さらに、工事の執行状況の確認を怠り、不必要な繰越処理を行っている。
 「是正又は改善の意見」
 工事に伴う補償契約の事務手続に当たっては、チェック体制を強化の上、予算の執行状況等を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(原因)
 今般の事案の原因は、以下のとおりです。
 1 主任主査、担当者が長期休暇に入り、後任者に本件の引継ぎを行うべきところ、その引継ぎが一切行われていなかった。
 2 甲町との連絡調整については、契約前から支払手続完了まで、定期的に行い、進捗状況を確認し、その事務手続を行うべきところ、その連絡調整を契約前に一度行ったのみであり、その後担当者、後任者及び主任主査が一切連絡調整を行わず、進捗状況の確認を怠った。
 3 用地課担当者が移転補償契約に係る支出負担行為の処理すべき時期を理解しておらず、用地課、総務課における組織的なチェック、是正が行われなかった。
 (処理状況)
 1 令和2年5月21日
 繰越予算にて支出命令書を作成し、決裁を行った。
 2 令和2年5月29日
 甲町に対し支払を行った。
 (今後の対応)
 今後は以下のとおり対応してまいります。
 1 非常時優先時対応メモを作成し、各職員の担当案件、進捗状況、簿冊の所在場所を記載し、職員不在時でも残りの職員が適切に業務を遂行できるようにする。
 メモは業務の進捗状況により随時更新し、常に新しい情報を記載し、定期的に課長、主任主査がチェック

	<p>する。</p> <p>また、定期的に職員間で簿冊の所在場所を確認し合い、不在時に業務が停滞することのないようにする。</p> <p>2 用地課長、主任主査が進行管理表を活用し、起工から支払までの一連の手続を、決裁の都度チェックし、事務処理が適正に進んでいるか、進行管理を行う。</p> <p>さらに、用地課長、主任主査が定期的に担当者に対し業務の進捗状況の聞き取りを行い、業務に問題点はないか確認する。</p> <p>3 課内会議等において、県財務規則等関係規程の業務に関連する条文を確認し、支出負担行為の処理時期を理解する。</p> <p>4 課長会議等において、組織内の問題共有を図り、今後このような事例が起きないように、所内全体に水平展開し、再発防止に取り組む。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 5 監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年9月4日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 土木建設事業に係る市町村負担金の収入事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和元年度の土木建設事業に係る市町村負担金について、2月議会で負担金額の変更が議決され本庁から通知があったにもかかわらず、負担金額に係る減額及び増額の事務処理を行っていない。</p> <p>1 甲市の負担金の減額 負担金額が1,400,000円から825,000円に変更されたが、収入済の調定額の減額及び戻出命令を行っていない。</p> <p>2 乙村の負担金の増額 負担金額が3,000,000円から6,375,000円に変更されたが、追加負担分の収入調定を行っていない。</p> <p>「是正又は改善の意見」 負担金の収入に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今般の事案は、主担当者が調定事務の端緒となる本庁からの通知を見落とししたこと、副担当ほか、主任主査等によるダブルチェックが機能していなかったことが原因です。</p> <p>(処理状況) 今般の事案を受け、甲市の負担金の減額については、今年度予算を計上し、返還を進めてまいります。</p> <p>また、乙村の負担金の増額については、令和2年5月12日に土木総務課にて収入調定を行い、会津若松建設事務所を経由して乙村に納入通知書を送付しました。その後、令和2年5月25日に乙村から納入されました。</p> <p>(今後の対応) 今後は、調定事務の端緒となる通知文の所内回覧を行い、情報の共有化を図るとともに、執行機関セルフチェック表(収入)を活用し、複数職員によるチェック及び進行管理を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。</p>

- 6 監査対象機関 相双建設事務所
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年9月4日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況

<p>「指摘事項」 物品の購入事務手続に著しく適正を欠き、支払時期が遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 平成29年度の道路維持補修工事で工事請負業者に支給した資材について、物品購入手続をせずに納品を受けている。 また、代金234,954円を速やかに支払わず、平成31年4月26日に過年度支出している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 物品購入事務の執行に当たっては、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今般の事案の原因は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現場担当者が正規の物品購入手続を経ずに業者へ物品の発注を行っていた。 2 業者からの請求書を現場担当者が自身の保管場所に保管していた。 3 管理監督者が、業者に対し、未払いの有無を確認していなかった。 <p>(処理状況) 今般の事案を受け、平成31年4月12日に業者に未払いを謝罪するとともに、その支払いについて説明し了承を得、平成31年4月26日に業者へ未払代金を支払いました。</p> <p>(今後の対応) 今後は以下のとおり対応してまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物品を購入する際は、各現場担当者が業者に発注するのではなく、発注担当者が業者に発注する。 2 業者からの請求書は、総務課以外で受領したものは速やかに総務課に提出する。総務課においては、請求書を個人が保管するのではなく、他の職員が確認できる指定の場所に保管し、支払いが遅れているものがないか、管理監督者が定期的にチェックする。 3 管理監督者が、物品納入実績のある業者に対し、未払い案件の有無を定期的に確認する。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(監査総務課)

監査公表第3号

令和2年11月27日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年2月19日

福島県監査委員 星 公正
 福島県監査委員 佐久間 俊男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏和
 2 教財第850号
 令和3年1月14日

福島県監査委員 星 公正
 福島県監査委員 佐久間 俊男 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏和

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和2年11月12日付け2福監第223号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 教育庁

監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和2年9月17日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 債務負担行為の手續に著しく適正でないものがある。</p> <p>「事実」 ふくしま教育総合ネットワーククラウド業務の貸借契約については、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、同日付けで変更契約を締結しているが、令和元年度予算で債務負担行為の計上を失念したため、予算の定めのない状態で翌年度以降の契約を締結している。なお、令和2年2月議会で債務負担行為予算の議決を受け、令和元年10月1日に遡って、支出負担行為を整理している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 債務負担行為による契約については、契約内容の確認を徹底するとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、適正な契約事務処理を行うこと。</p>	<p>(原因) 今般の事案は、債務負担行為を設定した際の予算額について、設定年度を過ぎてからも執行額の上限とみなすことができるといふ認識の誤りがあったことが原因です。</p> <p>(処理状況) 令和2年2月議会において、債務負担行為予算額変更の議決を受け、是正を図りました。</p> <p>(今後の対応) 債務負担行為関係予算整理簿を作成し、事業担当課及び財務課の担当者、主任主査、管理職等複数人で執行状況をチェックすることにより、再発を防止いたします。</p>

(監査総務課)